

# 美味しまね認証の残留農薬検査に関する基準書が変わります！

県が実施する残留農薬検査に検体（農林水産物）を提出される場合は、これまでどおり無料で検査ができますが、認証農場自らで残留農薬リスクの評価を行うことが必須の取り組みとなります。

関連項目	これまで	これから
残留農薬検査の計画作成※ ・上位基準(農産物:2.9.11,2.9.12)	県が実施する検査を活用する場合は、残留農薬検査の計画を作成していなくてもよい	それぞれの農場で残留農薬リスクを評価し、残留農薬検査の計画を作成し、この計画に基づく検査を実施する
検体の採取方法	圃場の四隅と中心5点から均等に採取。 または、残留農薬リスクの高い品目・時期・場所等を考慮し採取	自らが作成した上記計画に基づく採取。 (残留農薬リスクの高い品目・時期・場所等を考慮して採取)
県が実施する残留農薬検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析項目：100成分一斉分析、カドミウム検査（米）、追加分析（県が必要と判断した場合）</li> <li>認証者の経費負担：無料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析項目：100成分一斉分析、カドミウム検査（米）</li> <li>認証者の経費負担：無料</li> </ul> ※認証者が、追加分析を希望される場合は、 <u>追加分析に係る経費について認証者負担</u> により実施が可能

・この変更による取り組みの確認は、令和4年10月1日以降の現地審査から適用されます。

## ※残留農薬検査の計画とは

農場内で使用した農薬及びドリフトの可能性のある農薬のうち、残留の可能性が高いと思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所・採取方法を検討し、残留農薬検査を実施する計画